

# 医療法人社団協友会 笛吹おひさま居宅介護支援事業所 運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団協友会が開設する笛吹おひさま居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者」という)に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団協友会 笛吹おひさま居宅介護支援事業所
- 二 所在地 山梨県笛吹市石和町四日市場 2205 番地 4

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者とは、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供を行うものとする。
- 二 介護支援専門員 1名以上（管理者と兼務）  
介護支援専門員は居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるような援助を行う。
- 三 事務職員  
必要な業務を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- 二 営業時間 月曜日から金曜日は午前9時から午後5時までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

## (居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 一 相談の場所 笛吹おひさま居宅介護支援事業所 相談室、利用者の居宅等  
笛吹おひさま居宅介護支援事業所

- 二 課題分析表の種類 独自方式
  - 三 サービス担当者会議開催場所 利用者の居宅等。
  - 四 少なくとも月 1 回は利用者先を訪問し、ケアプラン作成に必要な情報を得ると共に、利用者の相談に応じ介護支援を行っていく。
  - 五 居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合及び居宅サービス計画を変更した場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催する。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会を行う。
  - 六 各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等当該情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化する。
  - 七 特段の事情のない限り、少なくとも 1 ヶ月に 1 回、モニタリングの結果を記録する。
  - 八 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載する。
  - 九 居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載する。
  - 十 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。
  - 十一 指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、当該事業者の介護支援専門員が当該業務を適正に実施する。
- 2 第 7 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- 一 通常の事業の実地地域を越えた地点から、片道 5km未満 300 円 (税込)
  - 二 通常の事業の実地地域を越えた地点から、片道 5km以上 500 円 (税込)
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けること。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、笛吹市の区域と甲府市 (ただし、里垣地区・玉諸地区・甲運地区のみ) とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第 8 条 事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の通りの措置を講じる。
- 一 虐待防止のため指針の整備、研修会を実施 (年一回以上) する。
  - 二 委員会を設置し、虐待等の発生の防止・早期発見・再発の防止のための対策を検討する。またその結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
  - 三 上記措置を適切に実施するため担当者を置く。担当者は管理者とする。
  - 四 虐待が疑われる事項が発生した場合は、その利用者の地区を担当する地域包括支援センターと市町村に速やかに連絡をし、適切な対応をする。

(苦情処理)

第9条 自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

第11条 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 1 回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団協友会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2021年3月20日から施行する。

この規定は、2021年9月1日から施行する。

この規定は、2025年3月1日から施行する。